

東海ろうきん NPO 育成助成事業 2019 年度 助成先募集要項

★ 事業をスタートさせたい！ 事業を発展させたい！ 組織基盤を強化したい！ ★
★ 地域・社会の課題に取り組む NPO の、未来に向けた願いを応援します!! ★

1 「東海ろうきん NPO 育成助成事業」とは

東海 3 県（愛知県、岐阜県、三重県）の地域や社会の課題解決に取り組む NPO 等の民間非営利団体に対し、資金提供などの支援を行うものです。NPO 等の持続発展に寄与するため、その展開過程（新しく活動を始める場合や新しい課題に取り組む→事業の継続発展→組織基盤の強化等）に応じた多様な資金需要に対応した支援を行います。総助成額は、1,000 万円を予定。

《 主催：東海労働金庫 》

東海ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とする非営利の金融機関です。地域の課題解決に取り組む NPO への支援を通じて、NPO とパートナーシップを築き、地域貢献に努めています。2004 年度に創設した NPO への助成事業のほか、NPO 等非営利法人専用「ソーシャルビジネスサポートローン」の提供や、地方公共団体や中間支援組織、他金融機関とともに「ソーシャルビジネスサポートあいち」を立ち上げ、地域の NPO 支援機関との連携を図るなどの取り組みを行っています。 <https://tokai.rokin.or.jp/>

《 企画運営：一般財団法人中部圏地域創造ファンド 》

2018 年をもって 10 年間の活動を終了したあいちモリコロ基金は、当地域の NPO をはじめとする民間公益活動の発展に大きな影響を与えました。このため、あいちモリコロ基金の理念と成果、経験を継承しようと、多くの有志によって 2018 年 2 月 15 日に「一般財団法人中部圏地域創造ファンド」が設立されました。変容する地域や社会の課題の解決に向けて活動する民間公益活動に対して、資金支援や人材育成支援などを行うことを通じて、また、寄付者が主体的に課題解決にかかわるといふ寄付文化を育むことで、持続可能な中部圏地域の発展に寄与することをめざしています。 <https://crcdf.or.jp/>

2 「東海ろうきん NPO 育成助成事業」の 3 つの支援部門

| 部 門（採択件数） | 内 容 | 助成額 | 対象になる活動期間 |
|------------------------|---------------------------------|------------------|---|
| A 新規事業創出部門 （10 件程度） | 新しく活動を始める場合や新しい課題に取り組むことを支援 | 1 件 30 万円 まで | 2019 年 6 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日まで |
| B 事業の継続発展部門 （4 件程度） | 事業の継続発展を支援 | 1 件 100 万 円まで | ※同一取組による申請（採 択）は、B が 3 年（回）、 C が 2 年（回）可能 （項目 4（2）を参照） |
| C 組織強化部門 （3 件程度） | 事業の展開や変化に対応して組 織強化に取り組むことを支援 | 1 件 100 万 円まで | |

3 助成の対象者

(1) 3部門に共通する事項

- ① N P O等の民間非営利団体であること。法人格の種類や有無を問いません。
- ② 東海3県に事務所を置き、活動の場としている団体であること。
- ③ 東海労働金庫に助成金受取口座を開設、もしくは開設できること。
- ④ 次の団体は、除きます。
 - ・ 責任者、連絡先等が明確でない団体
 - ・ 助成金の管理能力に欠けると認められる団体
 - ・ 法令遵守に問題の認められた団体
 - ・ 暴力団、及び暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体

(2) 部門ごとに異なる事項

- ① A 新規事業創出部門
 - ・ 団体の財政規模などその他の要件は問いません。
- ② B 事業の継続発展部門
 - ・ 団体設立後3年以上、財政規模が年額500万円以上、専従者が1名以上の3基準をすべて満たす団体。もしくは、これに匹敵する内容を有する団体。
- ③ C 組織強化部門
 - ・ 団体設立後3年以上、財政規模が年額500万円以上、専従者が1名以上の3つの要件をすべて満たす団体。もしくは、これに匹敵する内容を有する団体。

4 助成の対象活動

(1) 3部門に共通する事項

- ① 応募の申請は、1団体につき1活動(事業)とする。
- ② 対象活動は、地域や社会の課題解決のための公益目的にかなうものであり、以下のいずれかの分野に該当するものであること。

| 分 野 | 活動(事業)の内容 |
|--------|--|
| ひとづくり | 未来を担う子供や若者たちが、個性豊かに成長し、自立した個人として地域で行う活動(事業)など |
| まちづくり | 生活の場として居心地や商店街などを魅力的な空間とし、自然や歴史を生かした住みよい地域環境をつくる活動(事業)など |
| くらしづくり | 地域に生きる人が、ハンディや障害などの有無や年齢にかかわらず、地域社会に積極的に係わり、安心して自立した生活を実現するための活動(事業)など |

③活動実施する地域は、東海3県をベースにしたものである必要があります。

④次の活動は、除きます。

- ・営利を目的とする活動
- ・特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動
- ・政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動

(2) 部門ごとに異なる事項

① A 新規事業創出部門

- ・同一事業による申請（採択）は1回のみです。

② B 事業の継続発展部門

- ・同一事業による申請（採択）は3年連続可能です。途中隔年があっても可能。この場合は、初年（回）に全体の事業計画も示す必要があります。2年（回）目、3年（回）目の助成については、その都度改めて申請を受け付け、前年の実績を評価し、審査選考されます。

③ C 組織強化部門

- ・同一取組による申請（採択）は1年でも2年連続（途中隔年があっても可）でも可能です。
- ・助成対象となる具体的事業は、組織強化のための調査分析、解決策の立案、実施などです。
- ・2年（回）目の助成については、初年（回）に全体の事業計画を示す必要があります。改めて申請を受け付け、前年の実績を評価し、審査選考されます。また、調査分析と解決策の立案などは1年間で終了する必要があり、2年（回）目の助成対象となる事業は職員研修など組織強化のための実施部分になります。

5 助成金の対象経費

助成金の対象となる経費は、助成金を受けようとする団体等が**助成対象活動の実施に必要とする事業費**で、次の各費用をいいます。

| 事業費名 | 経費の内容 |
|---------------|---|
| (1) 物品・資材購入費 | 活動に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用 |
| (2) 業務委託費 | 申請者では不可能な技術・知識を要する作業等の委託費等 |
| (3) 講師謝金・研修費 | 外部に依頼した講師・相談員等に支払う謝金、研修会への参加費 |
| (4) 印刷製本費 | 印刷代、会議資料費、報告書作成費 |
| (5) 旅費交通費 | 交通費・宿泊費実費、ガソリン代、高速代、駐車場代等 |
| (6) 通信費 | 郵送料、電話通信料等 |
| (7) 事務・消耗品費 | 事務用品、消耗品等 |
| (8) 機材・施設等賃借料 | 活動に短期的に必要な機材の借上げ料、会議施設利用料 (団体等が通常使用する事務所等の賃借料、水道光熱費を除く) |
| (9) 人件費 | 助成対象活動に関わって技術、知識や役務を提供する者や業務管理に係る者（役員含む）に支払う経費（給与手当、法定福利費、通勤費を含む） |
| (10) 雑費 | 保険料、振込手数料等 |

① 原則として項目間の流用は認められません（単価の変動等で項目毎に生じる「A 新規事業創出

部門」で20%以内且つ3万円以内、展開期活動又は大規模活動20%以内で且つ5万円以内の増減を除く)。予算を変更する場合は、あらかじめ「変更届」を提出し、承認されることが必要となります。

- ② 団体等の管理運営費など、助成対象活動(事業)の実施に必要なものではない経費については、助成対象外となります(例:総会や理事会の開催に係る費用)。
- ③ 10万円以上の備品購入の場合、購入によることが適切で助成対象事業の実施に欠くことができない物のみが助成対象となり、購入後5年間は処分が禁じられます。一組当たり10万円以上の物品・資材購入費、業務委託費、機材・施設等賃借料には見積書の添付が必要となります。
- ④ 対象事業の領収書日付が原則として当該活動期間内であることが必要です。

6 募集周知期間・応募受付期間・募集要項・申請書用紙

(1) 募集周知期間

2019年1月7日(月)から2019年2月28日(木)まで

(2) 応募受付期間

2019年2月15日(金)から2019年2月28日(木)まで

※郵送分は受付期間の消印のみ、メールは受付期間の発信のみ有効。受付期間内のもの以外は、審査対象となりませんのでご注意ください。

(3) 応募方法

- ・所定の「申請書」に必要事項を記入し、(4)に記載の宛先まで送付してください。なお、
- ・「申請書」の写しは、お手元に保管してください。
- ・「申請書」は、本財団ホームページからダウンロードしてください。
- ・「申請書」は、印刷した書類とともに、電磁ファイル(データ)も提出してください。

【提出書類】

- ① 「申請書」→印刷した申請書(全て片面印刷)1部と電磁ファイル
 - ・電磁ファイルはCD、DVD又はUSBメモリーを同梱するかe-mailに添付してください。
 - ・電磁ファイルは、ワードなど文書作成ソフトのデータとともに、可能ならPDF化したデータも併せて添付してください。
- ② 団体等の定款、会則又は規約の写し(注1)→2部(A4用紙で全て片面印刷)
(実行委員会の場合は委員会の会則等、共催の場合は共催参加全団体の会則等)
- ③ 直近の決算書類1期分(当該年度設立団体は除く)→2部(A4用紙で全て片面印刷)
- ④ 見積書(一組当たり10万円以上の物品・資材購入費、業務委託費、機材施設等賃借料がある場合)→2部(A4用紙で全て片面印刷)
(注1)任意団体等の法人格のない団体等の場合、②は団体等の会則等に類するものでよい。

(4) 申請書等提出先

460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-16 愛知県林業会館 2F

一般財団法人中部圏地域創造ファンド
「東海ろうきん助成金 係」宛

電話 052-228-0350 e-mail アドレス crcdf@crcdf.or.jp

※持参される場合は、平日の13:30から16:30の間にしてください。

(5) 募集要項・申請書用紙の入手先

募集期間中は、本財団のホームページからダウンロードすることができます。

URL <https://www.crcdf.or.jp>

(6) 注意事項

- ① 本財団に申請書が届きましたら、e-mailで受領連絡を返信します。
- ② 提出された申請書等の資料は、本財団及び東海労働金庫において、助成先の選考など本事業の適切な遂行のために用いられます。なお、提出された申請書等は返却しません。
- ③ 提出された申請書等の内容は、本財団のホームページ等で公開する場合がありますので、ご了承ください。

(7) 個人情報の保護

申請書等により得た個人情報は、本財団の個人情報保護規程に従って厳正に取り扱います。

7 選考方法と選考のポイント

(1) 選考方法

- ① 1次審査（2019年3月）
書類審査及び必要に応じ、質疑・現場訪問・見学を実施します。
- ② 2次審査（2019年4月）
1次選考で選ばれた団体を対象に集合ヒアリングを3部門ごとに実施します。
- ③ 選考（2019年4～5月）
 - ・必要に応じて、個別面談、現場見学を実施します。
 - ・選考は、当地域の有識者で組織する「東海ろうきん NPO 育成助成運営委員会」を中心とする選考委員会が行います。

(2) 選考のポイント

- ① 取組の必要性
社会課題に対応する取組か。緊急性、切実性があるか
- ② 取組の実現性
実施体制、事業計画、資金計画、スケジュールなど実現可能な取組か

③ 取組の先進性

新たな課題の発見、社会的価値の創造など

④ 目標・成果の明確性

取組の内容、設定目標・成果が明確か

⑤ 目標・成果の普遍性

未来の世代に良好な環境や社会をもたらす取組か。地域共通の課題解決につながる取組か

⑥ 費用の妥当性

取組内容に見合った経費見積もりとなっているか

8 助成決定後のスケジュール等

(1) 審査結果の通知

- ・審査の結果については、応募者全てに郵送により2019年5月中に通知します。
- ・助成決定先については、本財団のホームページでも公開します。

(2) 助成先団体のスケジュール

- ① 2019年6月に、全助成先団体を対象とした助成金交付式と、事業遂行に関するテーマのワークショップを東海労働金庫本店会議室で行います。(日程は別に連絡します)
- ② 対象事業の活動期間は、2019年6月から2020年2月末までの9か月間です。
- ③ 中間実績報告を10月中に、実績報告・自己評価書を事業終了後に速やかに提出いただく必要があります。(様式は、別途お知らせします)
- ④ 2020年3月には、全助成先団体による最終報告会・ワークショップを東海労働金庫本店会議室で行います。(日程は別に連絡します)

(3) 助成金の給付

- ・助成金の給付は、申請金額に基づく概算払いとし、東海労働金庫から助成先団体名義の同金庫口座に、原則として2019年6月中に振込まれます。
- ・東海労働金庫の口座がないと助成金が受け取れないため、ない場合は口座開設が助成金支給の条件になりますから注意してください。

9 助成金の返還

次の場合、助成金の全額又は一部の返還を請求します。また、受託者が悪質と認める場合には、その事実を公表します。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 助成対象活動が縮小、中止もしくは継続不能となり、助成対象期間内に完了できないとき。
(期間内に完了しない場合、延長を認める場合もあり得ますから相談してください。)

(4) 助成対象活動の終了時において、事業費が給付金額を下回ったとき。

(5) 中間報告及び実績報告書を提出しなかったとき。

(6) その他、本助成事業において著しく不適格と判断されたとき。

10 問い合わせについて

・本募集要項について不明な点があれば、メール (e-mail) か FAX で本財団にお問い合わせ
ください。電話等では原則として受け付けません。

・質問・問い合わせに対しては、メール (e-mail) か FAX で回答するとともに、本財団のホームページ上でQ&A形式で公開します。この場合、問い合わせ者は匿名にします。

メール (e-mail) アドレス crcdf@crcdf.or.jp

FAX 052-228-0360